

### (3) 買主のコンプライアンスプログラムに与える影響

M & A取引を実行した結果、買主にも従来適用されていなかったデータ関連法令が新たに直接または間接的に適用される可能性がある。具体的には、CCPAにおいては、その適用対象となる事業者に、適用対象事業者の親会社・子会社であってブランドを共有する事業者も含まれるとされることから、たとえば、カリフォルニア州消費者向けにEC事業を展開する対象会社(CCPA適用対象事業者とする)を買収する場合に、買主にCCPAが適用される結果となる場合がある。

そのため、対象会社グループの遵守状況を確認するだけでなく、買主として追加で具体的にどのような対応を講じる必要があるかを確認し、適切な措置を講じる必要がある点に留意が必要である。ただし、契約締結からクロージングまでの期間が短く、また、仮にクロージングが実行されない可能性も否定できないことから、実務上はPMI手続の一環として実施されることが現実的なケースも多い。

<sup>(62)</sup><sup>(61)</sup> 通則編ガイドライン52頁  
なお、事業の承継のないストラクチャーの場合(株式譲渡の際、譲渡対象会社が保有する個人データを法務D Dにおいて提供するような場合)には、個人情報保護法23条5項2号の例外には該当しないと考えられるため、別の例外に該当しないか検討することになる。実務上は、個人情報保護法23条1項2号の一人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときに該当すると整理されることがあるが、この例外はケースバイケースの判断が必要になるため、慎重に該当の有無を検討する必要がある。また、そもそも株式譲渡の場合には「事業の承継には該当しない」という解釈の合理性自体、検討の余地があると思われる。

## 第5章 追加のデューデリジェンス実施の可能性も データM&A実行後の留意事項

TMI総合法律事務所  
弁護士 野呂 悠登

TMI総合法律事務所  
弁護士 田中 健太郎

対象会社に適用するだけでは不十分なケースもあるため、対象会社のカルチャーや情報セキュリティの内容に応じた対応が必要になる。

主に対象会社をして、クロージングまでに完璧な対応をさせることは現実的ではないことも多い。

M & Aの短期のプロセスのなかで、データに関する法律上の遵守状況について網羅的な調査を行い、売

主に追加的な調査を行い、現在の遵守状況を確認するとともに、法律上要求されている事項との間にギャップが生じている場合には、当該ギャップを埋めるための具体的な

#### この章のエッセンス

●M & Aに際して実施したデューデリジェンスではデータに係る網羅的な調査を実施することは困難なケースもあることから、その際に取得した情報を踏まえて、追加的なデューデリジェンスを実施することが考えられる。

●M & A実施後も、買主側のコンプライアンスプログラムを形式的に対

田中 健太郎(たなか・けんたろう)  
TMI総合法律事務所  
弁護士  
国内及び国際的なM&A、フランチャイズ及びサプライチェーンを中心とした企業法務全般を扱い、これらの分野に関連する多数の論文・書籍の執筆を行う。近時の論文・書著としては、「米国M&Aにおけるサイバーセキュリティ、データプライバシーの実務」(ビジネス法務9月号、2019年)、業種別法務デュー・デリジェンス実務ハンドブック(中央経済社、2018年)等がある。

宮下 央(みやした・おお)  
TMI総合法律事務所  
パートナー弁護士  
2004年弁護士登録。主な取扱分野はM&A、会社法・金融商品取引法全般。2007年から2010年まで金融庁に在籍し、公開買付制度、課徴金事案等を担当。著作として『詳説 公開買付制度・大量保有報告制度Q&A』(商事法務、2011)、『企業法務のための金融商品取引法』(中央経済社、2015)、『業種別 法務デュー・デリジェンス 実務ハンドブック』(共著)(中央経済社、2018)など多数。